

平成20年度第1回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成20年5月29日（木）午後3時00分から

場 所：帯広市役所10階第6会議室

出席委員：土谷会長、野村副会長、市原委員、菅野委員、キャンベル委員、児玉委員、
後藤（健）委員、後藤（美）委員、竹鼻委員、富井委員、中尾委員、松原委員、
村田委員、吉田（信）委員（以上14名）

1 開 会

2 委員（学識経験者）への委嘱状交付

帯広市都市計画審議会条例第2条4項の規定に基づき、帯広市議会議員・欠席委員（2名）を除く10名の委員に砂川市長から委嘱状を交付しました。

3 市長挨拶

砂川市長から平成20年度第1回都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

4 議 題

（1）会長・副会長の選出

帯広市都市計画審議会条例第4条1項の規定に基づき、委員の互選により、会長に土谷富士夫委員、副会長に野村文吾委員がそれぞれ選出されました。

（2）付議書の交付

付議書の交付

審議に先立ち、砂川市長から土谷会長に付議書が交付されました。

（3）報告事項：下記の報告事項について次のとおり報告した。

報告案件の内容については以下のとおりです。

【大成第一地区】

①帯広圏都市計画区域区分の変更（諮問）

平成19年9月27日開催の平成19年度第3回帯広市都市計画審議会に諮問し、北海道知事に原案を提出し、平成20年1月12日から1月25日まで縦覧に供し、特に意見の提出もなかったことから、答申書の交付を受け、北海道都市計画審議会（本審査）を経た後、平成20年3月28日付、北海道告示第217号で変更された。

②帯広圏都市計画用途地域の変更（付議）

③帯広市都市計画下水道の変更（付議）

平成19年9月27日開催の第3回帯広市都市計画審議会に付議し、区域区分の変更と併せ、平成20年1月12日から1月25日まで縦覧に供し、特に意見書の提出もなかったことから、帯広市都市計画審議会の承認書の交付を受け、北海道知事との同意協議を経て平成20年3月28日付け帯広市告示で変更された。

【おびひろまち育てプラン】

平成 15 年に策定した帯広市都市計画マスタープランの基本方針で示している「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使い」に取組みコンパクトで持続可能なまちづくりをすすめるため、本プランを本年 2 月に策定したことを報告した。

報告事項について委員からの意見・質疑などはありませんでした。

- (4) 付議事項：下記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
付議案件の内容及び委員からのご意見等は以下のとおりです。

① 帯広圏都市計画用途地域の変更（事務局からの説明要旨）

稲田川西土地地区画整理事業区域約 88.1ha のうち第 4、5 工区約 10.5ha について、仮換地の指定を終え工事に着手することから、そのうち約 7.2ha の用途地域を変更し、良好な居住環境の形成を図る旨の説明を行った。

② 帯広圏都市計画稲田川西地区地区計画の変更（事務局からの説明要旨）

稲田川西土地地区画整理事業区域約 88.1ha のうち第 4、5 工区約 10.5ha について、仮換地の指定を終え工事に着手することから、そのうち約 9.1ha について、地区整備計画を定め、自然環境と共生する良好な市街地形成を図る旨の説明を行った。

③ 帯広圏都市計画緑地の変更（事務局からの説明要旨）

稲田川西地区土地地区画整理事業により、帯広市に帰属する約 0.44ha を清流緑地として追加変更するものである。
本緑地区域は、カシワ、エゾノキヌヤナギ、カラ松などの樹林地になっており将来に渡り市街地の環境保全を図る旨の説明を行った。

(委員からの主な意見・質疑)

③ 帯広圏都市計画緑地の変更について

【委員】 当初、「帯広の森」は札内川の方まで結ぶような計画で、規模は当初のイメージよりは、縮小されたとは思いますが、そういう配慮で森が繋がって行くことは、素晴らしいと思っています。

ただ、ここは住宅地の中にも元々あった原始の森を残すということで、今後、維持管理の方はどのように実施してくのでしょうか。

【事務局】 この緑地につきましては、将来的にはみどりの課で維持管理を担当することになります。

森を自然の形に保ちつつ、一方で住宅地の中にあるので、防犯上の問題だとか成長する木の枝うちということが出てきます。

防犯面、安全面、それから景観面にも配慮しつつ適正な維持管理をしていきたいと思っています

【委員】 私共で団体を作り、帯広の森をフィールドに活動しております。
その活動の中で、この機関庫川の植樹や管理を私達のメンバーでしており、この緑地も、稲田川西地区の住民の方が、積極的に森づくりや保全ということに関わっていくようになってほしいと思っております。
帯広市所有の緑地ということで市職員だけがやるということではなく、出来るだけ多くの地域住民の方々も参加してもらおう仕組みづくりを作っていくことに努力していただきたいと思っております。

【事務局】 緑地の管理に関する市民協働については、現在、具体的な話はありませんが、この稲田川西地区は、平成15年に策定した「緑の基本計画」の中でも緑化重点地区に位置付けられており、5月20日の緑化審議会で、推進案について諮問をさせていただきました。

その中の大きなコンセプトとしては公共緑化だけではなく、民有地緑化も推進しながら緑の全体量を増やしていこうという考え方です。

当然、公共用地についても、公共緑化も市民協働の中で推進していきたいと考えております。

実際に「ふるさとの川」ということで、機関庫川は位置づけられており、単なる河川改修だけではなくて近接する公園敷地とか街づくりにかかる面的な捉え方をしているので、キャンベル委員からお話がありました、河川敷地に苗木を植えていることも聞いておりました、その辺を含めて十分検討しながら協働の緑化づくりを考えていきたいと思っております。

【委員】 この清流緑地は、自然のまま保全する立場から清流緑地となっていると、その中で先ほどキャンベル委員の質問の中で、実際には住宅地なので防犯、安全上、適正な維持管理をしていかなければならないので、みどりの課で管理するということですが、この清流緑地は、散策道やベンチを配置した公園には、ならないということでしょうか。

【事務局】 「清流緑地」は緑地として自然のまま保全していくということで、公園的な整備は考えておりません。このまま保全する予定です。

【会長】 ご意見ご質問はありますか。なければ審議はこれで終了します。特に意見がないようですので本案は承認することといたします。

(5) その他（稲田川西地区について）

【委員】 現在、稲田川西地区については、事業を進めておりますが、交通の流れが現状の中で気になる場所であり、実際に事業が終了した時点での交通の流れとか利便施設が出来ることも含めて、どのようにしてこの自動車などをスムーズに流そうと考えているか。

それから住宅街の中に車がどの程度、入ってくるのかということを含めて、どんなイメージで考えているのかを教えてください。

また、イトーヨーカドーの南側のところに商業施設がありますが、毎週土日になると、東西南北、車が渋滞している状態になっています。

稲田川西地区の利便施設は、規模がかなり違いますので一概には言えませんが、実際にどのように信号機を設置したり、今度の国道含めた道路整備などを今の段階でどのように考えているのかを聞かせてください。

【事務局】 稲田川西地区に関わる都市計画街路は、まず東側に「大通」といまして国道236号線の4車線道路は都市計画決定済みで、現在ホクレンのガソリンスタンドから南に向かって整備は進められております。

北側には「学園通」の4車線道路が計画されて現在整備中でございます。

また地区内街路の「公園東通」、東西に「稲田2号通」、「稲田4号通」、地区内幹線道路には、「共生通」を配置しております。

将来交通量につきましては、4車線道路を基本にしながらですね「大通」と「学園通」を幹線道路として、交通を流しながらそれをサポートする形で公園東通を使いながら東西南北への交通を流しての混雑解消を図っていきたく思っております。

便利施設につきましては現在、出店計画も出されておりますが、大店舗立地法の中で開発者が交通量などを示し、道路管理者、公安委員会と協議しながら交通混雑がないよう配慮をしていくことになろうかと思っております。

【委員】 今の便利施設に関連して、稲田川西地区の将来人口を約3700人と想定していると聞きました。

(稲田川西地区の)事業開始当初は、この自然に囲まれた良好な住宅環境というイメージだったと思います。

新しい住宅地ができることにより、便利施設は必要だと思います。

ですが、3,700人の将来人口に対して、その便利施設の規模が、新住宅地とのバランスと比べて見るといかなものかという懸念もっております。

こういう大きな便利施設が出来ることにより、良好な住宅環境が損なわれるのでは、ないかという懸念もあります。

【事務局】 稲田川西地区につきましては自然環境を共生するような住宅地を目指すということで、平成15年の線引き以来進めてきております。

この地区につきましては当初2カ所の便利施設を計画しておりましたが、2年前に都市計画で見直しを行い、このような将来計画に変更しております。

この中でやはり居住者にとって何が一番望ましい環境かという視点の中で考えた時に便利施設が2カ所にありますと、小さい便利施設が2箇所ということでは、利便性がやはり不足すると言いますか、使いにくい部分が出てくるという事で1カ所に集約することにより、現在市内では、新西帯広とか南部地区で便利施設が出店しておりますが、それらと同様に便利施設を配置する方が歩いて暮らしやすい街づくりに繋がるのではないかと、それが今、言われております内部充実型の街づくりに繋がるのではないかとこの考えで、便利施設を2地区から1地区に変更し、用途地域につきましては第2種住居地域に変更しております。

但し大規模なものにつきましては一定程度、制限しないとこれまでの大規模集客施設は郊外に立地した場合の環境破壊ですとか、道路の交通混雑の障害、広域的な商圈を有するものついて望ましくないという判断の中で今回生活利便施設は、単体で1万㎡を制限しながら良好な住環境を形成するというような形で進めてさせていただいております。

現在、出店計画書が開発者から出されておりますが、内容としましては、延床面積で約1万8000㎡程度、小売面積で約1万2000㎡程度となっております。

近くのイトーヨーカドー地区の約3分の1から4分の1の位の規模となっております。

これにつきましては都市計画法の中で許される範疇ということで、今後も出店者と地域の環境破壊を行わないような形で良好な居住環境に寄与するように、利便施設を進めて参りたいと考えております。

(5) その他（ペット霊園・火葬場について）

【委員】 現在の少子高齢化、核家族化が進行している中で、ペットを飼っている方がすごく増えております。

2～3年前にある街で住民問題になっていたのが、ペット火葬場と霊園がいきなり住宅地内に出来てしまった。ということが話題になりました。

こういう対策をこれから帯広市の方でしっかり考えていく時期にきていると思います。現行では、市内のどこにでも、このような施設を建てられるのかという確認と考え方も出していただければと思っております。

【事務局】 ペット火葬場と霊園の規制は都市計画法や建築指導法の中にはありません。

都市計画課だけではなく全庁的に調べまして今後、何かわかればお知らせしたいと思っております。

【委員】 確かにペットを飼っていると家族の一員のように飼っているのです。

ということは亡くなった後は、しっかり火葬して霊の埋葬とか、鹿とか馬以外の大きい生き物以外は、自宅の庭に埋めても問題ないですね。

そういった埋そうの仕方もあるのですが、今後、そのような施設を設備して埋そうされる方がこれから出てくるという感じするので、突如自分の自宅の横に出来たということを考えると、今までは、ペットとして、かわいく飼っていたとしても、ペット霊園がそこに出来るという問題が2～3年前に確かありましたのでそろそろ考えていくべきと思っております。

以上